

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第40号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年佐賀県条例第28号。附則第1条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成31年4月1日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成31年6月1日とする。